

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて」第2次報告案 に対する意見

宛先：環境省水・大気環境局水環境課 御中
団体名：化成品工業協会・技術部（担当者：浜中達郎）
所在地：〒106-0032 東京都港区六本木5-18-17
電話番号：03-3585-3374

意見1：

＜該当箇所＞ 2. (2) 検討に当たっての基本的考え方 1)～4)

＜意見内容＞

全水域に亘って飲料水基準をベースにした人の健康の保護に関わる水質環境基準を適応させることは、本来無理があると考えられるので、飲料水基準を全水域に適用せず、例えば人の健康の保護に関わる水質環境基準は、適切でないとは判明した水域を除外し、飲料水源とすることが適切と考えられる水域のみで指定してはどうか。

＜理由＞

2)において、基準値及び指針値は、国内外の飲料水の基準を基に設定されており、また3)において、環境基準の適用は河川、湖沼、海域、地下水を問わず全ての水域に同じ基準を適用することを基本としていると記述されている。即ち、全ての水は飲める、或いは飲めるべきであると考え、日本人固有の思いに基づいて設定されているとみることができる。ところが現実には自然的原因により要監視項目の指針値を超えて検出されるものが多数存在し、結果として今回も監視を継続せざるを得ない要監視項目が複数存在することは、この考え方が現実的なものではないことを示している。また、諸外国の状況を見渡してもこのような考え方は少なく、日本はより自然環境に恵まれている国であるともいえるが、斯くありたいとの理想論で現実的ではないと考えられる。

従って、人の健康の保護に関わる水質環境基準は、飲料水源とすることが適切と考えられる水域のみの指定とすべきと考える。さもなければ、自然的原因のものには対策を行うことなく「監視継続」の名のもとに放置の状態を続けることとなる。

なお、報告書4)において基準値自体は自然的原因の場合と人為的原因の場合とで異なる性格のものではないとの記載もある。人為的原因であるから環境基準を設定し、一方自然的原因であるから要監視項目を継続との対応は、環境基準設定の目的から考えると画一性を欠いている。

意見2：

＜該当箇所＞ 2. (2) 1) 水質環境基準健康項目及び要監視項目の選定の考え方 ①②

＜意見内容＞ 水質環境基準健康項目と要監視項目の選定基準を見直し、明確にして頂きたい。

＜理由＞

意見1同様、人為的原因であるから環境基準設定、自然的原因であるから要監視項目継続との傾向が見受けられるが、これは適当でない。また、『②選定のポイント』では、『我が国における水環境中での検出状況、生産・使用の実態を踏まえ、各項目の取り扱いを判断することとする。』とあるが、極めてあいまいな表現であり、定量的な選定基準を示す必要がある。

意見3：

＜該当箇所＞ 2. (2) 1) 水質環境基準健康項目及び要監視項目の選定の考え方 ②選定のポイント

＜意見内容＞

『生産・使用等の実態を踏まえ』は、『生産・使用・分解生成等の実態を踏まえ』と改める必要があると考える。

<理由> 2. (2) 3) に例示されているように、分解により生成するものが明らかに存在しているため。

意見 4 :

<該当箇所> 3. (1) ②1,4-ジオキサンについて

<意見内容>

1,4-ジオキサン排出源についての調査が不十分であり、分解生成等も含めた総合的な整理・検討をお願いする。

<理由>

第9回委員会（平成20年12月25日開催）資料3-1にも記されている様に、1,4-ジオキサンは、廃棄物埋立処分場、家庭からの排出が既に確認されている。特に『廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、陶磁器くず等が埋め立てられている処分場は、（中略）浸出水中の1,4-ジオキサン濃度が有意に高い』とあり、1,4-ジオキサンそのものの排出以外に、環境中での分解生成によるものがあることが示唆される。

今回の報告書においては、これ等の要因の十分な調査・検討が行われず、総合的に排出源の量的な順位付けがなされないままに、事業者によるPRTRデータのみが取上げられて環境基準項目とすべきとなっている。一方、塩化ビニルモノマーについては、地下においての生成工程が明確に示されており、物質により検討の程度に差が観られるのは好ましくない。

また、PRTRデータのみを取上げるということは、事業者のみに直ちに排出量低減を求める動きにも繋がり、本質的な問題点を見逃す恐れがあると考ええる。

意見 5 :

<該当箇所> 3. (1) ②1,4-ジオキサンについて

<意見内容>

1,4-ジオキサンの処理方法確立への国の積極的な支援を早急をお願いする。また、この技術確立においては、単に特定の条件下で科学的に処理可能ということではなく、現状の1,4-ジオキサンの濃度、形態に基づき、経済的に負担の少ないものを目指して頂きたい。

<理由>

1,4-ジオキサンは報告書にもあるとおり、『水へ混合しやすく大気への揮発性は低い。また水環境中での分解性も低い。』従って処理を行うとしても非常に難しく、水質環境基準項目としたとしても、直ちに対応のとれない分野が多数存在する。委員会の中では、簡単に代替をとの声も聞かれたが、産業上の使用業種、用途は多岐に亘っており、代替物質が容易に見つけれないものもある。また、意見4にも記述した様にその排出源として、副生、分解生成を考慮すると、産業全体から家庭まで、影響が広範囲に及ぶ。

については分解処理技術の確立は喫緊の課題となるが、一事業者のみでは簡単に対応できない為、国の積極的な支援を早急をお願いする。なお、被処理体の濃度、形態は様々であるが、それらに広く対応できること、及び設置費用、処理コストの面で事業者が直ちに導入できることは、技術確立上の必要な条件と考える。